

常総市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

じょうそうエコオフィスプラン

第5期



2026~2030

常総市

目次

第1章 「じょうそうエコオフィスプラン」とは

1-1 計画策定の背景及び目的	2
1-2 計画の基本的事項	2
1-3 計画の対象期間	3
1-4 計画の対象範囲	3
1-5 対象とする温室効果ガス	3

第2章 市役所の削減目標に係る状況

2-1 温室効果ガスの排出状況	5
2-2 個別項目ごとの使用量状況	8

第3章 計画の目標

3-1 第5期計画のあり方と削減目標	12
3-2 個別の取組に対する削減目標	13

第4章 具体的な取組

4-1 温室効果ガス削減に向けた具体的な取組	15
4-2 方針Ⅰ 公共施設・設備の再エネ・省エネ化	16
4-3 方針Ⅱ 職員一人ひとりの環境配慮行動の推進	18

第5章 計画の実効性を確保するために

5-1 推進及び点検体制	22
5-2 推進及び点検方法	23
5-3 評価・見直し	23
5-4 公表	24

第6章 資料編

6-1 常総市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱	26
6-2 国および常総市の略年表	27
6-3 策定経緯	27
6-4 排出係数一覧	28
6-5 職員アンケート集計結果	29
6-6 用語解説	33

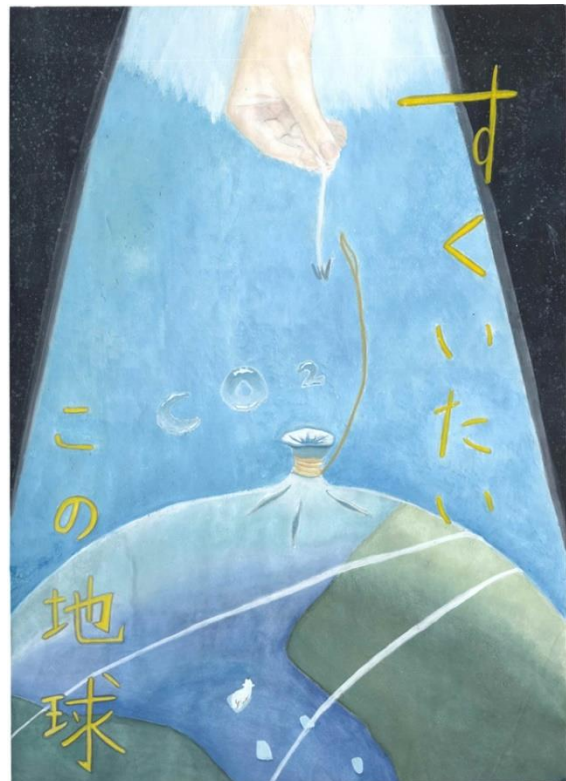
第1章

「じょうそうエコオフィスプラン」とは



令和 7 年度
地球温暖化防止ポスターコンクール
○小学生の部 最優秀賞
絹西小学校 4 年 長倉 健橙 さん
「未来につなげる常総市」

令和 7 年度
地球温暖化防止ポスターコンクール
○中学生の部 最優秀賞
水海道中学校 3 年 土田 ひまわり さん
「ヨーヨー」



第1章 「じょうそうエコオフィスプラン」とは

1-1 計画策定の背景及び目的

国は「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現に向け、温室効果ガスの排出を「2030年度に2013年度比で46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを目標に掲げた「地球温暖化対策計画」を2021年10月に改定しました。茨城県も国の動向を踏まえ、2023年3月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2030年度までに温室効果ガスを現況値から46%削減することを目指した施策を掲げています。

これを受けて、市では2024年3月、市域全域の温室効果ガスの排出削減を目指した「常総市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を新たに策定しました。この計画では、国及び県の目標を鑑み、温室効果ガスの削減目標を「2030年度に2013年度比で46%削減」とし、目標達成に向けて官民一体で推進していくことを決めました。

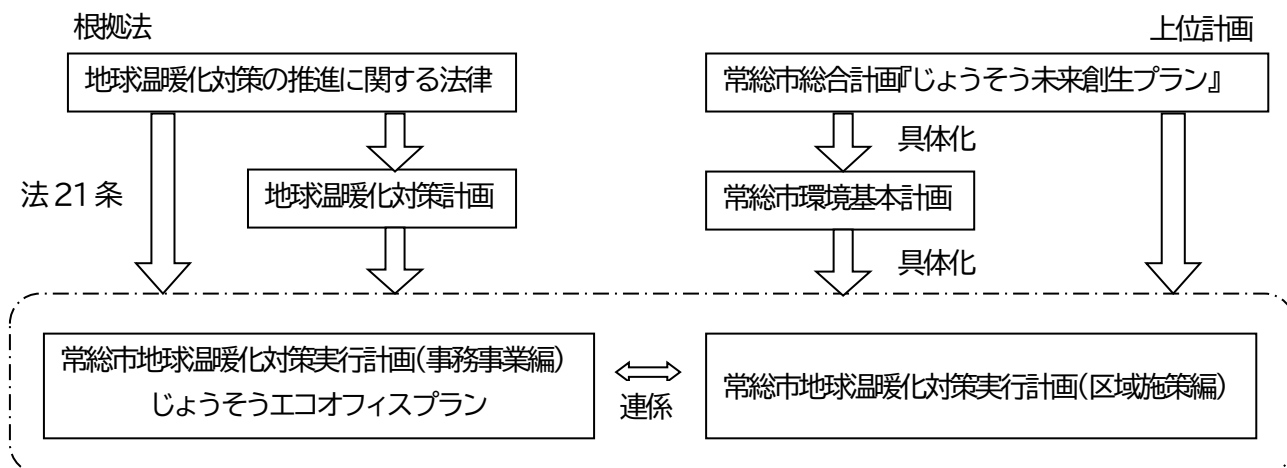
他方で、行政が率先して積極的かつ継続的な地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出削減を目指した「常総市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)じょうそうエコオフィスプラン」を2007年度に策定し、これまで公共施設の省エネルギー改修、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入、ごみの減量等に取り組んできました。2024年度には公共施設を対象に「カーボンニュートラルの推進」と「防災レジリエンスの強化」を目的とした「常総市公共施設再エネ導入アクションプラン」を策定しました。

今後も引き続き市の温室効果ガスの排出削減に取り組むため、前計画(第四期計画)終了後の電気・燃料等の使用量について見直しを行ったうえで、削減目標の実現に向けて「常総市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を2026年3月に改定します。

1-2 計画の基本的事項

本計画の策定は、温対法第21条第1項において定められており、市の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減措置を講ずるものです。本計画は、市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」や常総市環境基本条例に基づき定めている「環境基本計画」の下位計画であり、それらの計画実現に向けた具体的な施策を示すものです。

図1 計画の位置づけ



1-3 計画の対象期間

計画の期間は、2026年度から2030年度までの5年間とします。なお、社会経済活動の変化や技術の進歩及び各目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとします。

1-4 計画の対象範囲

計画の対象となる範囲は、市が実施する全ての事務事業とし、庁舎における活動のみならず、小・中学校及び市のスポーツ施設、文化施設、その他公用車等の設備も含まれます。具体的には表1の通りです。

表1 本計画で用いる施設分類

施設分類	対象施設
庁舎	水海道庁舎, 石下庁舎など。※2013年度算定においては職員駐車場も「庁舎」に含まれる。
保健・福祉施設	保健センター, 石下総合福祉センター
社会教育系施設	地域交流センター, きぬふれあいセンター, 各文化センター, 各公民館, 各集会所, 図書館など
学校教育系施設	各小・中学校, かのきスクール
子育て支援施設	各幼稚園, 各保育所など
スポーツ施設	水海道総合体育館, 石下総合体育館, 各球場, 吉野サン・ビレッジなど
公営住宅	水海道シティハイツ, 各団地, 各住宅
公園	各公園, 市民の広場, 水海道ロードパーク, 石下総合運動公園など
供給処理施設	各配水場, 各浄化センター, 各水処理センター, 各排水ポンプ場など
その他	各駐車場, 各給食センター, 常総市斎場など。※一部, 排水ポンプ場も含まれる。

※道の駅常総は指定管理者が運営しているため、温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の議論には含まれません。

1-5 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項に定められた7種類の温室効果ガスのうち、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、市の事務事業に伴って排出される以下4種類の物質です。

表2 本計画が対象とする温室効果ガスと原因行為

温室効果ガスの種類	原因行為
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の使用, 他人から供給された電気・熱の使用, 一般廃棄物の焼却
メタン(CH ₄)	自動車の走行, 終末処理場等における下水等の処理, 浄化槽におけるし尿及び糞排水の処理, 一般廃棄物の焼却等
一酸化二窒素(N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用等

第2章

市役所の削減目標に係る状況



令和7年度

地球温暖化防止ポスターコンクール

○小学生の部 優秀賞

三妻小学校6年 金子 みちる さん

「この景色を未来へ」



令和7年度

地球温暖化防止ポスターコンクール

○中学生の部 優秀賞

石下中学校2年 清水 結花 さん

「STOP 温暖化

-小さな意識で地球を守る-

第2章 市役所の削減目標に係る状況

2-1 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の算定活動

温室効果ガスの排出を伴う活動は、地球温暖化対策推進法施行令(以下、温対法施行令)第3条第1項において定められています。市の事務事業における温室効果ガス排出量を算定するにあたり、対象となる活動区分は表3の通りとなります。

表3 算定対象とした活動

温室効果ガス	算定対象
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の使用(ガソリン, 軽油, 灯油, A重油, LPG)
	電気の使用
メタン(CH ₄)	公用車の走行, 下水の処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	HFC封入カーエアコンの使用

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、電気や燃料使用量等の活動量に、排出係数^{※1}及び地球温暖化係数^{※2}を乗じて、二酸化炭素排出量に換算して算定します(温対法第2条第5項)。

温室効果ガス排出量の算定のための計算式

活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数 = 各温室効果ガス排出量(CO₂換算)
(使用量)

(例) 電気の使用に伴う排出量の算定

1年間の電気使用量総量 × 排出係数 × 地球温暖化係数 = CO₂排出量

5,000(kWh)

×

〇〇電力メニュー△
0.353(kg-CO₂/kWh)

×

CO₂
1

=

1,765(kg-CO₂)

※1 排出係数:活動量1単位(上記で示した例であれば1kWhの電気量)あたりの発生に、どれだけの温室効果ガスが排出されたかを示す数値です。本計画では温対法施行令第3条に定める係数を使用します。

※2 地球温暖化係数:各温室効果ガスがもたらす地球温暖化への影響の程度を、二酸化炭素比で表したものです。各温室効果ガスの地球温暖化係数については p.28 をご参照ください。

(3) 温室効果ガス排出量の集計結果

表4は表3で算定対象とした活動の年間使用量を調査し、温室効果ガス排出量を算出したものです。その結果、2024年度の温室効果ガス排出量は、6,799.95t-CO₂でした。そのうち99%以上を二酸化炭素が占めています。

本計画で定める削減目標は、政府実行計画に基づき2013年度の排出量が基準となります。

表4 2024年度の活動別温室効果ガス排出量

温室効果ガスを排出する活動			排出量(t-CO ₂)		総排出量に占める割合
			2013年度	2024年度	
二酸化炭素	燃料の使用	ガソリン	162.50	108.61	1.59%
		軽油	64.48	67.32	0.99%
		灯油	306.20	166.05	2.44%
		A重油	744.11	487.73	7.16%
		LPG	42.30	63.14	0.93%
	電気の使用	4,930.02	5,901.96	86.79%	
メタン	公用車の走行	0.32	0.20	0.003%	
	下水処理	1.79	0	0%	
一酸化二窒素	公用車の走行	7.37	3.92	0.058%	
HFC	カーエアコンの使用	0	1.02	0.015%	
総排出量(t-CO ₂)			6,259.10	6,799.95	

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

総排出量の内訳を見ると、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が約87%を占めています。次いで、燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の割合がその他の温室効果ガス由来の排出量より高くなっています。

燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、電気の使用に伴う同量は基準年度比から約1.2倍に増加しています。

温室効果ガスの削減に向けては、電気使用量の削減が課題であることが分かります。

(4)温室効果ガス総排出量の推移

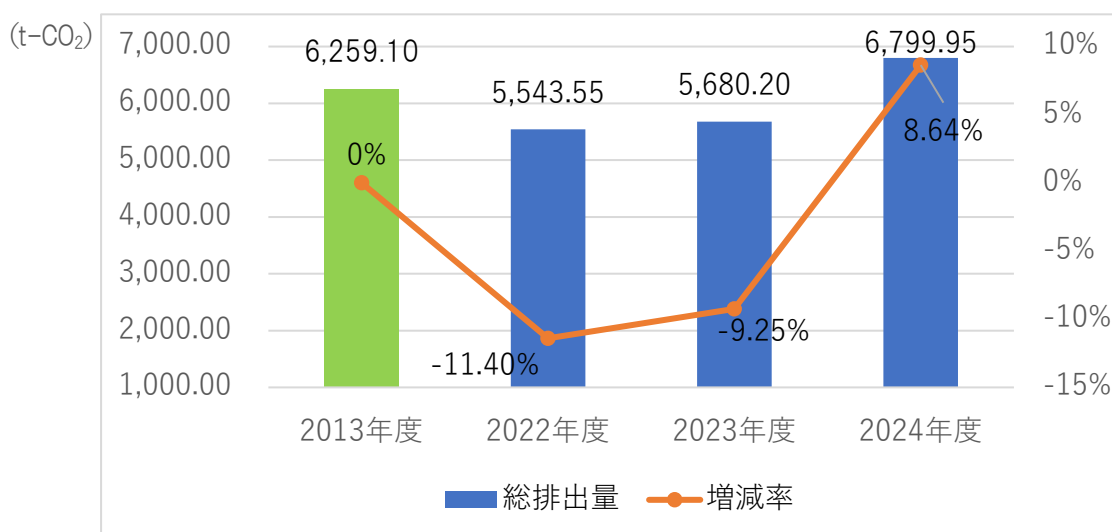
表5は、2022年度から2024年度にかけての温室効果ガス総排出量の推移を示しています。基準年である2013年度と削減率が最も高い2022年度と比較すると温室効果ガス総排出量は約11.4%の削減率ですが、直近3年間の総排出量は増加傾向にあります。

また、2024年度における温室効果ガス総排出量は著しく増加していますが、これは電気の排出係数に大きな変化があったことに由来します。

表5 温室効果ガス総排出量の推移

	2013年度	2022年度	2023年度	2024年度
総排出量 (t-CO ₂)	6,259.10	5,543.55	5,680.20	6,799.95
削減量	—	715.55	578.9	-540.85
増減率	—	-11.40%	-9.25%	+8.64%

図2 温室効果ガス総排出量の推移



電気の排出係数は、電力会社とその契約メニューにより異なります。また、電力会社と消費者の電力需給等を要因として値が変動するため、電力会社は毎年度、排出係数を公表する義務があります。

2024年度の場合、市役所が買電している電力会社の電力需給に変動が生じ、排出係数が2023年度の約2.4倍になりました。算定式上、このことが温室効果ガス排出量の増加に強く影響しています。

なお、当該電力会社の排出係数を2023年度の値に置換し、2024年度の温室効果ガス総排出量を算定すると、表6のようになります。この場合でも、2013年度比の削減量は微量であり、温室効果ガス排出量は変わらず増加傾向にあることがわかります。

表6 2023年度排出係数を基に算出した温室効果ガス総排出量の推移

	2013年度	2022年度	2023年度	2024年度
総排出量 (t-CO ₂)	6,259.10	5,543.55	5,680.20	5,974.97
削減量	—	715.55	578.9	284.13
増減率	—	-11.40%	-9.25%	-4.54%

2-2 個別項目ごとの使用量状況

(1)電気の使用

2024年度の電気使用量は2013年度に比べ、全体で約1.2%の減少となりました。ただし、直近3年間の推移で捉えると徐々に増加していることがわかります。

基準年度からの増加率が著しいのは「庁舎」および「学校教育系施設」です。どちらも人が恒常的に活動している施設であり、例えば昨今の異常気象に伴う冷暖房設備の利用増等を要因とし、電気使用量が増加していると考えられます。また「庁舎」は電気自動車の導入に伴い、電気使用量が増加しているとも考えられます。一方で、「社会教育系施設」や「子育て支援施設」は人口減に伴う施設利用の変化が電気使用量の減少に反映されていると言えます。

「供給処理施設」は、電気使用量自体は減少しているものの、総使用量に占める割合が半数以上を占めており、電気使用量削減に向けた取組を講じる必要があります。

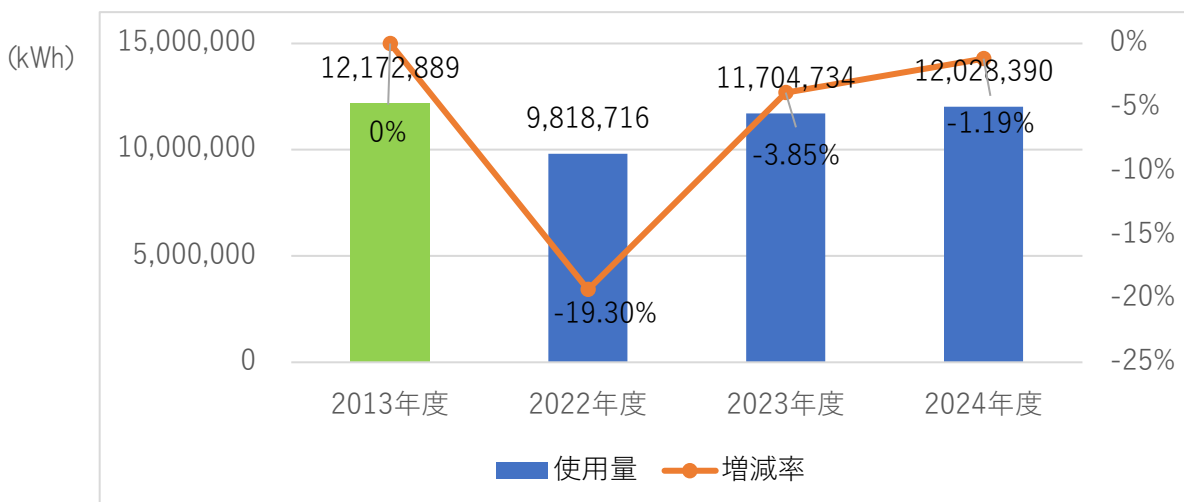
表7 電気使用量の推移

対象施設	電気使用量 (kWh)					
	2013年度	2022年度	2023年度	2024年度	増減率	総使用量に占める割合
庁舎	502,867	759,204	724,436	739,690	+47.09%	6.15%
保健・福祉施設	361,060	343,458	295,555	334,476	-7.36%	2.78%
社会教育系施設	900,148	638,694	372,631	720,011	-20.01%	5.99%
学校教育系施設	1,838,163	2,335,187	2,165,763	2,213,791	+20.43%	18.40%
子育て支援施設	224,162	162,767	149,970	144,878	-35.37%	1.20%
スポーツ施設	749,518	917,157	808,960	666,623	-11.06%	5.54%
公営住宅	8,025	0	4,808	5,955	-25.79%	0.05%
公園	79,058	60,197	54,914	54,313	-31.30%	0.45%
供給処理施設	6,843,192	3,943,797	6,605,021	6,488,410	-5.18%	53.94%
その他	666,696	658,255	522,856	660,243	-0.97%	5.49%
計	12,172,889	9,818,716	11,704,734	12,028,390	-1.19%	

※増減率は2013年度と2024年度の比較

※四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

図3 電気使用量の推移



(2)燃料の使用

電気自動車の導入が影響し、ガソリンの使用量は基準年度から約33%減少しています。同様の理由で軽油の使用量も減少しているものの、水海道総合体育館での冷暖房利用の増加に伴い、軽油の総使用量は基準年度比より増加しています。

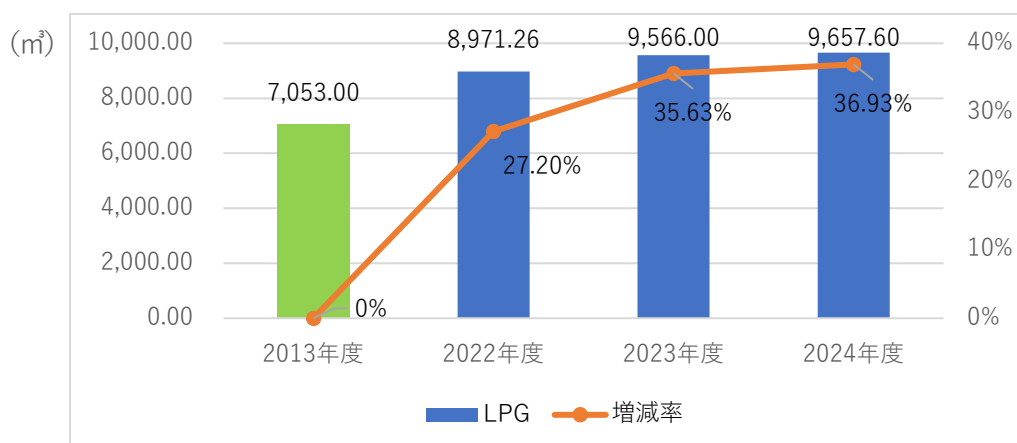
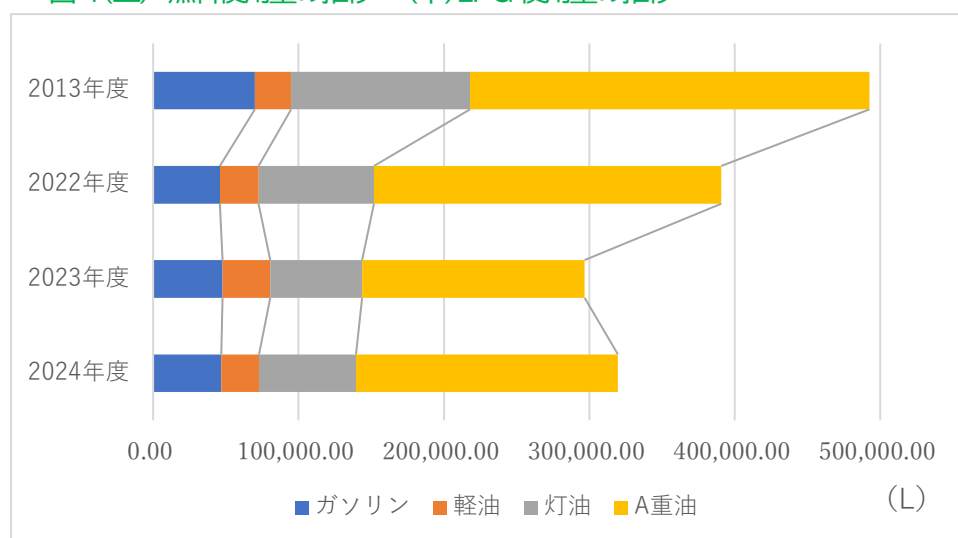
一方で、灯油は暖房設備の電化に伴い使用量が減少しています。LPGは電化が困難な設備に利用されることから、軽油や灯油を使用する設備からの転換に伴い、使用量が増加していると考えられます。A重油はプール利用の減少が使用量に反映されています。

表8 燃料使用量の推移

項目	使用量				増減率
	2013年度	2022年度	2023年度	2024年度	
ガソリン(L)	69,992	45,894	47,697	46,782	-33.16%
軽油(L)	24,944	26,623	32,758	26,042	+4.4%
灯油(L)	122,999	79,270	63,293	66,701	-45.78%
A重油(L)	274,617	238,800	153,000	180,000	-34.45%
L P G(m ³)	7,053	8,971	9,566	9,657	+36.92%

※増減率は2013年度と2024年度の比較

図4(上) 燃料使用量の推移 (下)LPG使用量の推移



(3)水の使用

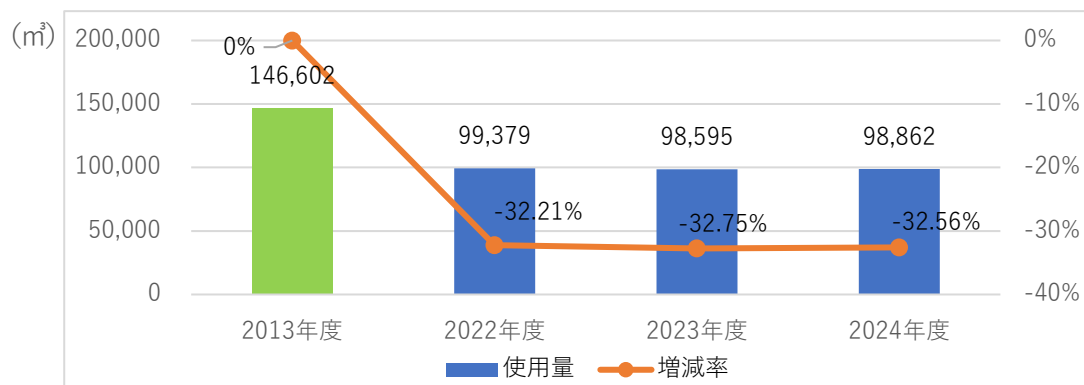
2024年度は2013年度に比べ全体で約32.6%の減少となりました。特に「学校教育系施設」と「保健・福祉施設」での減少が顕著です。引き続き水資源の適正な利用を心がけていく必要があります。

表9 上水道使用量の推移

上水道使用量(m ³)				増減率
2013年度	2022年度	2023年度	2024年度	-32.56%
146,602	99,379	98,595	98,862	

※増減率は2013年度と2024年度の比較

図4 上水道使用量の推移



(4)紙の使用

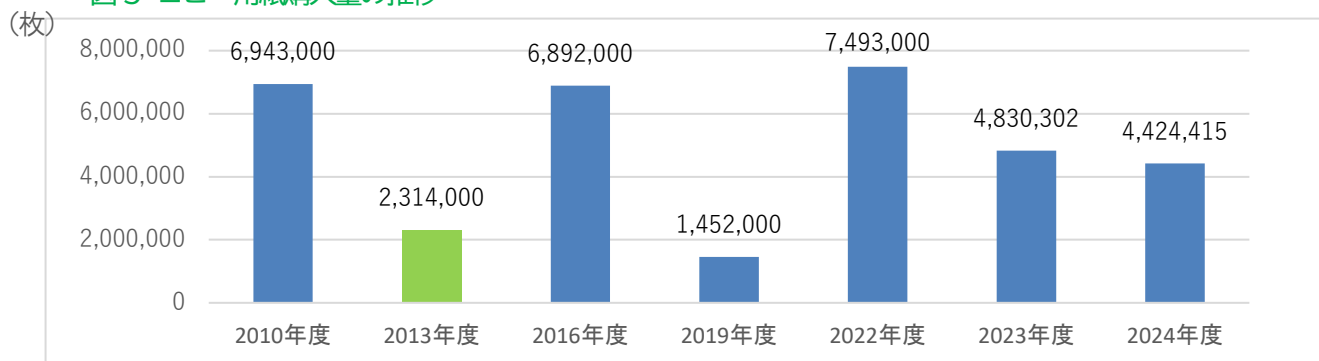
コピー用紙の購入量は、2013年度比で約2倍に増加していますが、年度ごとに増減のばらつきがあります。2024年度におけるコピー用紙購入量は2022年度比で約41%減少しており、直近2年間は減少傾向にあります。

再生紙の購入量は基準年度比から約3倍に増加していますが、第四期計画で設定した再生紙の購入割合100%の目標には到達していません。

表10 コピー用紙購入量の推移

	コピー用紙購入量(A4判換算)						
	2010年度	2013年度	2016年度	2019年度	2022年度	2023年度	2024年度
枚数 (千枚)	6,943	2,314	6,892	1,452	7,493	4,830	4,424
再生紙 購入割合	70.4%	33.3%	99.3%	39.3%	84.6%	93.2%	97.5%

図5 コピー用紙購入量の推移



第3章

計画の目標



令和 7 年度
地球温暖化防止ポスターコンクール
○小学生の部 優秀賞
菅生小学校 5 年 大塚 依菜 さん
「めざせ!カーボンニュートラル」



令和 7 年度
地球温暖化防止ポスターコンクール
○中学生の部 優秀賞
石下中学校 2 年 中川 日菜子 さん
「再生可能エネルギーを利用しよう」

第3章 計画の目標

3-1 第5期計画のあり方と削減目標

国の定めた「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年度までに2013年度比で46%削減、さらに50%削減の高みを目指しています。本市の「区域施策編」においても2013年度比で46%削減を目指した目標が設定されており、本計画の目標もこれらに準ずるべきと言えます。

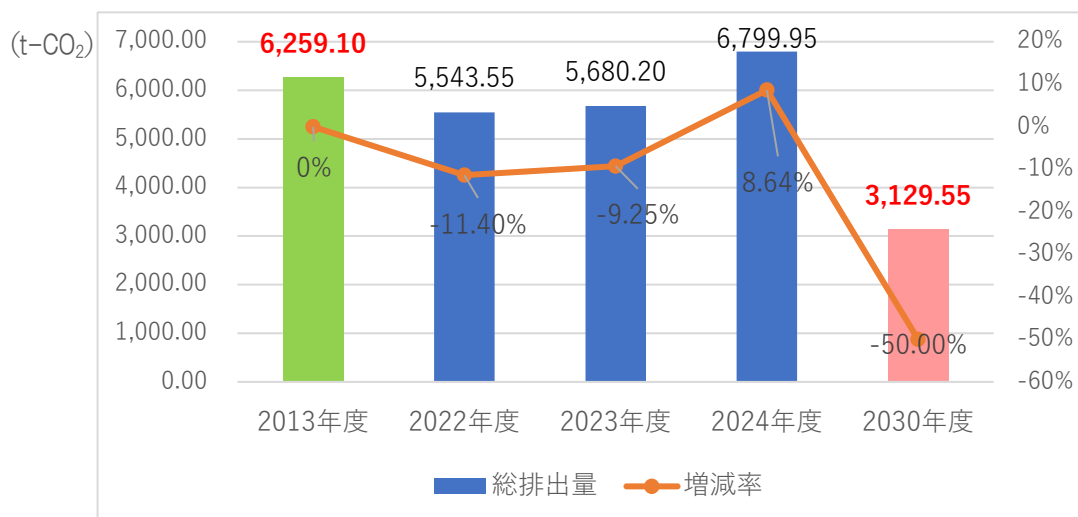
表11は、当該目標を達成するにあたって、各年度の削減率と排出量の目標値を示したものになります。目標に到達するには、排出量を毎年度10%削減していく必要があります。ただし、図6で示した通り、直近3年間での削減率はわずか数%にとどまっています。

表11 目標とする年度ごとの温室効果ガス総排出量

目標年	目標とする削減率	目標とする排出量(t-CO ₂)	
	2013年度比	基準年値	削減量
2026年度	10.0%	6,259.096	625.910
2027年度	20.0%	5,069.867	1,189.229
2028年度	30.0%	4,562.880	1,696.216
2029年度	40.0%	4,106.592	2,152.504
2030年度	50.0%	3,129.548	3,129.548

※四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

図6 目標値と他年度の温室効果ガス排出量の比較



なお、直近の2024年度から2030年度までに総排出量を3,129.548t-CO₂まで削減することを目指すと、合計の削減量は3,670.406t-CO₂となり、総排出量を毎年度約12%ずつ削減していく必要があります。

3-2 個別の取組に対する削減目標

削減目標の達成に向けて、個別の取組に対しての目標を表 12 で設定しました。温室効果ガス排出量の削減目標が 50%削減のため、各使用量も約 50%削減を目指していく必要があります。

表 12 目標とする燃料等の個別使用量

項 目	目 標	使 用 量	
		基準年(2013 年度)	目標年(2030 年度)
電 気	49.5%削減	12,172,889 kWh	6,148,768 kWh
ガ ソ リ ン		69,992L	35,364L
軽 油		24,944L	12,601L
灯 油		122,999L	62,151L
A 重 油		274,617L	138,651L
L P G		7,053 m ³	3,563 m ³

※小数点以下を四捨五入しています。

※算定には ChatGPT を参照しています。

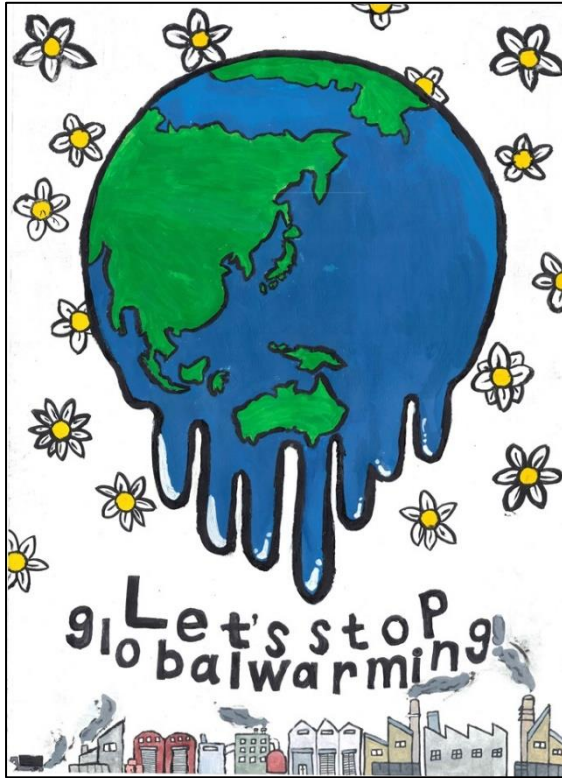
使用量の目標値は、温室効果ガス排出量の算定式に当てはめると、2030 年度目標に近似となる値を示しています。ただし、電気の使用に伴う排出係数の変更や公共施設の新築・改築・廃棄等により排出量が大きく変動する場合もあるため、個別使用量の目標値はあくまで基準とします。

各項目の使用量に関しては、毎年度事務局で点検・分析[※]を行うことにより、目標達成に向けた進捗状況を確認していきます。点検・分析結果から、各項目の削減量が僅かであったり、偏りがあったりする場合は、それぞれの目標値の見直しを行います。

※点検・分析には、環境省開発の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「LAPSS」を用います。

第4章

具体的な取組



令和7年度

地球温暖化防止ポスターコンクール

○小学生の部 優秀賞

大生小学校6年 広瀬 華さん

「止めよう！地球温暖化」



令和7年度

地球温暖化防止ポスターコンクール

○中学生の部 優秀賞

水海道中学校1年 篠田 梢さん

「燃やしているのはみんなの地球」

第4章 具体的な取組

4-1 温室効果ガス削減に向けた具体的な取組

本計画で対象としている温室効果ガスの内、市の事務事業において最も多く排出されるものは二酸化炭素です。二酸化炭素の約9割は電気の使用に伴い排出されるものであるため、電気の使用量を削減することに重点を置くべきと言えます。

加えて、市で使用する電気を再生可能エネルギー由来のものに転換していく必要があります。再生可能エネルギーとは太陽光や水力、風力等の自然の力を利用して発電された電気を指し、これらは火力発電による電気と違い、発電の際に温室効果ガスを発生させません。PCやサーバーといった電子機器、空調設備等は市の事務事業において使用することが必須のため、その電気使用量を大幅に削減することは困難ですが、電気自体をこのような再生可能エネルギー由来のものに転換することで、温室効果ガスの排出を抑止できます。

また、A重油、軽油、灯油も化石燃料由来であるため、よりエコなLPGや都市ガス、さらにはバイオマス燃料への転換が今後必要になります。場合によっては、電化を進めていく必要もあり、その電気も再生可能エネルギー由来であることが望まれます。

上記を踏まえ、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた方針を下記2点にまとめました。

方針Ⅰ

公共施設・設備の再エネ・省エネ化

公共施設への太陽光パネルの設置や、電動車への買換え、再生可能エネルギーの主力電源化を推進していきます。

方針Ⅱ

職員一人ひとりの環境配慮行動の推進

電子機器や公用車、燃料、水等の資源の適正な使用による環境配慮行動を推進していきます。

①再生可能エネルギーの導入

1. 公共施設で購入する電気を再生可能エネルギー由来のものへ転換を進めます。

公共施設の電気契約を見直し、再エネの導入を進めます。民間提案制度等も活用し、再エネ電力への切替など、官民連携の取組を推進します。

2. 『公共施設再エネ導入アクションプラン』を基に、太陽光発電設備を公共施設に導入します。

『公共施設再エネ導入アクションプラン』とは

『再生可能エネルギーポテンシャル調査業務』の結果を参考に、詳細な公共施設への太陽光発電設備の導入効果を分析した実効性の高い導入計画で、2024年度に策定しました。当プランを基に公共施設への太陽光発電設備の導入を進めることで、市で使用する電気を再エネに転換していきます。

(詳細は「常総市公共施設再エネ導入アクションプラン策定業務報告書」を参照)

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kankyohaiki/page004045.html

3. ペロブスカイト太陽光発電設備等の新技術の導入を検討します。

ペロブスカイト太陽電池とは

従来の太陽光発電設備と違い、フィルム状に加工でき、建物の壁面や窓、耐荷重が低い屋根に設置することができます。国等の補助金を利用した導入の検討を進めていきます。

4. 自立・分散型エネルギーシステムによる電力の確保および蓄電池の導入を検討します。

自立・分散型エネルギーシステムとは

従来の大規模な発電所からの送電に代わって、各地に分散した小規模の発電システムを設置することで、自立的に電気をまかなうシステムを「自立・分散型エネルギーシステム」と言います。太陽光発電のような再エネ由来の発電設備は、小規模な自治体や家庭でも設置が容易であるため、電力の地産地消が可能であり、無駄になる電力も少なくなります。

再エネ電気は天候により発電量が左右されるため、蓄電池を用いることで電力の安定供給を図ることができます。また、災害時等、有事の際に発電設備からの電力供給が停止したとしても、自立的に電力を供給・消費することが可能です。

現在、太陽光発電設備と蓄電池を導入済の公共施設は、市役所本庁舎、市役所石下庁舎、石下西中学校、きぬふれあいセンター、道の駅常総の5施設です。

その他、市では附属の太陽光パネルにより充電も可能なポータブル蓄電池を15個保有しており、災害時に活用することができます。

②設備・施設の転換

1. 白熱電球等の電気製品から、LED 照明への転換を進めていきます。

蛍光灯の製造中止に伴い、照明の LED 化を進めます。また、人感センサーや自動調光システムの導入等、無駄のない照明機器の利用を検討します。

2. 公用車の買換えの際は、電動車の導入を検討します。

電動車は EV の他、HV や PHV を含みます。市役所では計 8 台の電動車を所有しています。

3. 新築・改築建築物での ZEB 化を図ります。

ZEB とは

Net Zero Energy Building の略称であり、建物で消費する石油や石炭等の一次エネルギーの消費量を、省エネと創エネでゼロにすることを目指した建物です。

学校施設等の改築を行う建物について、ZEB 化(ZEB Ready 等も含む)を積極的に検討します。

4. 複合機及びプリンターの配置の見直しを行い、省電力化のためレーザー方式からインクジェット方式のプリンターへの転換を検討します。

③設備・施設の管理・運用改善

1. 空調、給湯器等の適切な使用に向けた運用マニュアルの整備を行います。

2. 公共施設の省エネ化を図るため、ESCO(Energy Service Company)事業や省エネ診断の実施を検討します。

3. BEMS(Building and Energy Management System)を活用した CO2 の見える化から、エネルギーの適正な管理を検討します。

4. 指定管理者の新規指定または更新の際に、指定管理者が温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組むよう、募集要領や協定書に明記します。

5. 公募によって指定管理者等を募集する際は、温室効果ガス排出量等に関する提案を審査項目の 1 つとし、提案の実効性を適切に評価します。

6. RPA(Robotic Process Automation)や AI の活用により DX(Digital Transformation)を推進し、労働時間を低減することで職場の電気使用量等の省資源化を図ります。

方針Ⅱ

職員一人ひとりの環境配慮行動の推進

施策の作成にあたり、職員を対象としたアンケートを実施しました。職員アンケートの結果(p.29～を参照)をもとに、今後も引き続き取り組むべきもの、及び取組を強く進めていくものを認識し、前計画から一部加筆・修正しています。

①省エネルギーに関する取組

1. 空調の適正使用	冷房や暖房が過度にならないように適切な温度調整に努めます。
	空調機器の使用時は出来るだけ窓、出入口等を開放しないように注意します。また、フィルターのこまめな清掃等、空調の適切な維持・管理に努めます。
	夏期はブラインドやカーテン等により日射しをさえぎり、冬場は自然採光を取り入れる等、温度調節を工夫します。
	会議室等の空調は、使用后必ず運転を停止します。
	クールビズやウォームビズを心がけた服装を意識します。
2. 照明の適正使用	始業前や昼休みは業務に支障がない範囲で消灯します。
	会議室や給湯室等、断続的に使用する場所の照明は、使用后必ず消灯します。
	照明の不要な場所や陽の当たる場所では、間引き照明を推進します。
3. OA 機器の適正使用	昼休み中は、業務に支障のない範囲で機器の電源を切ります。
	会議や外出等で機器を長時間使用しない場合は、省エネモードや電源を切る等して省電力化を進めます。
	退庁時に、周辺機器の電源が切れているか確認し、長時間使用しない場合はコンセントからプラグを抜きます。
4. 公用車の適正使用	燃費のよい車両や電気自動車を積極的に利用します。
	急発進・急加速の抑制やアイドリングストップ等、エコドライブを実施します。
	公用車の走行距離や燃費、タイヤの空気圧のチェック等、適正に公用車を維持・管理します。
	カーエアコンは過度な冷暖房にならないよう、温度や風量を調節します。
	目的地が同じである場合は、積極的に乗り合わせを行います。
	スマートムーブ(公共交通機関や自転車の利用等)を進めていきます。
	web 会議やテレワークを推進することで、公用車の利用を控えます。

②省資源・グリーン購入に関する取組

1. 用紙の適正使用・ 再利用	庁内の電子化を推進して、ペーパーレス化を進めます。
	会議資料等, 印刷及びコピーを行う時は, 事前に内容を精査して必要最小限とします。
	庁内におけるコピーや印刷にあたっては, 原則両面コピー, 両面印刷で行います。
	使用済み用紙類や廃棄文書等は可燃ごみとして処理せず, ホチキス針, クリップ等を外し, リサイクルを徹底します。
	業務に支障がない範囲で, 電子決裁を基本とします。
	「資源化対応型」のシュレッダーの導入を検討し, シュレッダーごみの再利用を検討します。
2. ごみの減量化	5R(3R+Refuse(断る), Repair(修理して使用))を意識し, 実践します。
	庁舎や施設ごとに資源回収ボックスを適切に配置し, ごみの分別回収を徹底します。
	フードロスの削減により, 生ごみの減量に努めます。
	缶, びん, ペットボトルは内部を洗浄し, 分別回収箱等に入れてリサイクルします。
	新聞, 雑誌及び段ボールは, 回収箱等を活用し分別します。
	コピー機・プリンターのトナーカートリッジのリサイクルを進めます。
	ワンウェイプラスチックの使用を控え, マイバックやマイボトル, マイ箸等を利用し, ごみの減量化を推進します。
事務用品は, 可能な限り再利用・長期利用します。 例) 使用済封筒をリサイクル封筒にし, 各課の連絡に使用します。	
3. グリーン購入に 関する取組	業務に支障のない範囲で, 「グリーン購入法適合商品」を購入します。
	物品の購入にあたっては在庫を確認し, 計画的に適量を購入します。
	部品の交換修理が可能等, 繰り返しおよび長期的に使える物品を積極的に購入します。
	リサイクル素材を使用している商品や, リサイクルしやすい構造を採用している商品等, リサイクルに配慮している商品を購入します。
	カートリッジ式の文房具や詰め替え可能な洗剤等, ごみの減量化に配慮した商品を購入します。
4. 水道使用量の削減	給湯室等の水を出したままにしない等, 節水を推進します。
	トイレの水は, 無駄に流さないようにします。

Topics

環境配慮の一口メモ

- ・会議室に照明や空調の切り忘れを呼びかける掲示をしている。(Ⅱ-①-2)
- ・車通勤ではなく、電車・自転車・徒歩通勤をしている。(Ⅱ-①-4)
- ・電話のメモ等を PC やスマホ(Logo チャット)でとっている。(Ⅱ-②-1)
- ・庁内情報システムの「回覧版」機能を使い、課内周知を行っている。(Ⅱ-②-1, 2)
- ・不要となった印刷物の裏面をメモに利用している, メモには鉛筆を利用している。(Ⅱ-②-1, 2)
- ・ごみ袋はいっぱいになってから捨てる。(Ⅱ-②-2)
- ・ごみの減量化のために, ごみを細かく刻んでから捨てる。(Ⅱ-②-2)
- ・リサイクル率を上げるために, プラごみは洗ったり, すすいだりしてから捨てる。(Ⅱ-②-2)

第5章

計画の実効性を確保するために



令和7年度
地球温暖化防止ポスターコンクール
○小学生の部 優秀賞
水海道小学校4年 高木 莉緒 さん
「ストップすっぺ! 温暖化」

令和7年度
地球温暖化防止ポスターコンクール
○中学生の部 優秀賞
水海道中学校2年 塚本 陽太 さん
「全員参加で止めよう!」



第5章 計画の実効性を確保するために

5-1 推進及び点検体制

本計画の推進に必要な事項は、「常総市地球温暖化対策実行計画策定委員会」(以下、委員会)において決定するものとします。また、本計画を全庁的に実施・推進していくため、以下のとおり推進体制を整えます。

■地球温暖化対策実行計画策定委員会（委員長:市長）

本計画の推進における最高意思決定機関です。委員長を市長とし、副市長および教育長のほか、「常総市庁議の設置及び運営に関する規程」(平成20年常総市訓令第10号)第3条に規定する庁議構成職員で構成されます。

■実行計画責任者（産業振興部長）

本計画の実行組織の責任者として、実行計画を推進します。

■実行計画管理者（各課かい所の長）

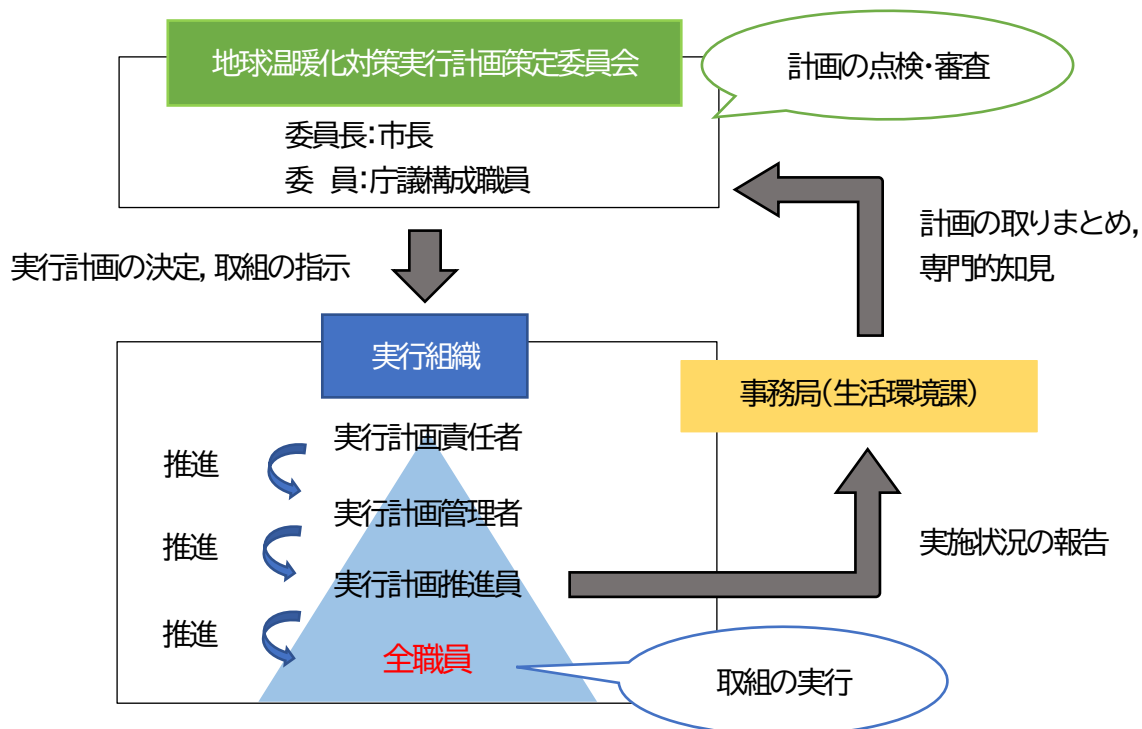
各課かい所における計画の推進・進行管理を統括します。また、自ら取組の率先垂範に努め、ミーティング等を活用し課内職員の意識啓発を図るとともに、実行計画推進員に対して取組の改善指示及び指導等を行います。

■実行計画推進員（各職場で任命）

実行計画管理者を補佐するとともに、自ら取組の率先垂範に努め、職場職員への意識啓発及び取組の改善・指導を行います。また、毎月の電気・燃料等の使用量を事務局に報告します。

■事務局（生活環境課）

推進員の報告を踏まえて、専門的な知見から計画の見直し・改善を行います。計画の取りまとめを行うとともに、委員会の開催・運営を担当します。



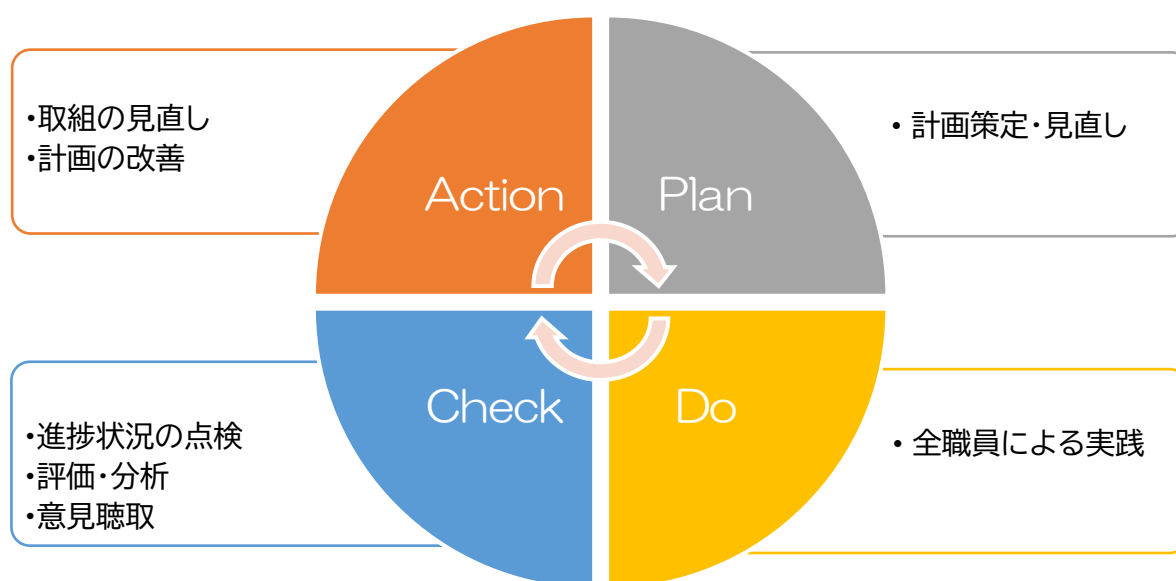
5-2 推進及び点検方法

本計画を推進していくためには、各職場における職員一人ひとりの自主的な取組が必要となります。そこで各課かい所の実行計画管理者が、各職場で率先して計画を推進していく担当者(実行計画推進員)を配置し、以下のことを行います。

- ① 実行計画管理者は、各職場における本計画の推進・進行管理を統括し、各所属の実行計画推進員の名簿を毎年4月下旬までに事務局(生活環境課)へ提出します。(変更がない場合も提出します。)
- ② 実行計画推進員は、自ら取組の率先垂範に努めるとともに、取組内容を職員に周知します。職員は自らの事務事業の実施にあたり、本計画に基づく環境に配慮した行動の実践に努めます。
- ③ 実行計画推進員は、環境省開発の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「LAPSS」に毎月、電気使用量や燃料使用量等を入力します。
- ④ 事務局は、意識醸成を図るため、実行計画推進員を始めとする職員に対してカーボンニュートラルに関する説明会や研修等を実施します。併せて、全職員に対して定期的にアンケート調査を行い、取組意識の変化を定量的に把握します。

5-3 評価・見直し

- ① 事務局は、各課の実行計画推進員が入力した「LAPSS」のデータを取りまとめ、委員会へ報告します。
- ② 委員会は、各課の実施状況や全庁の取組目標及び温室効果ガスの排出目標等の達成状況について、総合的に評価し、本計画の実施に伴う問題・課題及び計画の改善方策等を協議します。
- ③ 本計画の進捗はPDCAサイクルを基本とし、繰り返し問題の解決・改善をしながら、本計画に基づく施策の実効性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していきます。



5-4 公表

本計画の内容や取組の実施状況等のうち、温室効果ガス排出削減に関するものについては、温対法第21条第13項及び第14項で公表することが義務付けられています。

市役所の取組状況や温室効果ガス排出量の削減量等を広く市民に公表することは、職員個々の取組に対する自覚と責任感を促すこととなり、また、市民や事業者に対する自主的な取組の促進に繋がります。本計画の取組内容及び実施状況については、市の広報紙やホームページ等で公表します。

第6章

資料編

第6章 資料編

6-1 常総市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

令和4年3月10日

訓令第4号

(設置)

第1条 この訓令は、常総市地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画をいう。以下「実行計画」という。）の策定及び見直しを行うとともに、実行計画の推進を図るため常総市地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 本市におけるカーボンニュートラル（2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とを均衡させることをいう。）を達成することをいう。）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、市長、副市長、教育長のほか、常総市庁議の設置及び運営に関する規程（平成20年常総市訓令第10号）第3条に規定する庁議構成職員をもって構成する。

2 委員会の会議は、市長が必要に応じて招集し、これを主宰する。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を聴き、又は意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第4条 委員会の所掌に係る事項を専門的に検討するため、必要に応じ、委員会の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、環境対策に関する事務を所管する課（次条において「環境対策主管課」という。）の長（以下この条において「環境対策主管課長」という。）のほか、委員会において選任する職員をもって構成する。
- 3 作業部会の会議は、環境対策主管課長が招集して主宰する。この場合において、環境対策主管課長は、委員会の承認を得て、前項の職員以外の者の出席を求め、その説明を聴き、又は意見を述べさせることができる。
- 4 環境対策主管課長は、作業部会における検討結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会及び作業部会の庶務は、環境対策主管課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

6-2 国および常総市の略年表

年度	国の動き	常総市の動き
2013		・石下西中学校に太陽光発電設備を導入
2014	・「IPCC 第5次評価報告書(AR5) 統合報告書」の公表 ・「第4次エネルギー基本計画」の閣議決定	・市役所本庁舎と石下庁舎に、本庁舎の建替えとあわせて太陽光発電設備を導入
2015	・パリ協定採択(COP21)	・関東・東北豪雨により、市役所本庁舎を含む大規模な浸水被害を受ける
2016	・「地球温暖化対策計画」の策定	
2017		・常総エコオフィスプラン(第4期)を策定
2018	・「第五次環境基本計画」の閣議決定 ・「第5次エネルギー基本計画」の閣議決定	
2019	・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定	
2020	・「2050年カーボンニュートラル宣言」	・「ゼロカーボンシティ宣言」を表明
2021	・「地域脱炭素ロードマップ」の策定 ・「地球温暖化対策計画」の改定 ・「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定	
2022	・デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の発足	・ゼロカーボンシティの推進に関することを含む包括連携協定を民間会社と締結
2023	・IPCC 第6次評価報告書(AR6) 統合報告書の公表 ・「GX推進戦略」の策定	・道の駅常総ときぬふれあいセンターに太陽光発電設備を導入 ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定
2024	・「第六次環境基本計画」の閣議決定 ・「地球温暖化対策計画」の改定	・「公共施設再エネ導入アクションプラン」を策定

6-3 策定経緯

	期日	実施事項	審議内容
2025年	10月31日	地球温暖化対策実行計画策定委員会	計画概要、骨子について確認 計画の策定スケジュール、 策定体制、目標値について審議
	11月7日	施策案の各課照会を実施	
	11月13日～	全職員に対して意識調査を実施	
	12月3日～	関係課ヒアリングの実施	
	12月22日	地球温暖化対策実行計画策定委員会	具体的な施策案について審議 資料編等の内容確認
2026年	1月14日	計画案の各課照会を実施	
	2月12日	地球温暖化対策実行計画策定委員会	計画の決定

6-4 排出係数一覧

温室効果ガス	対象項目		排出係数	単位	
二酸化炭素	燃料の使用 (液体燃料)	ガソリン	0.00232166	t-CO2/L	
		軽油	0.0025849633		
		灯油	0.0024894833		
		A重油	0.00270963		
	燃料の使用 (気体燃料)	LPG	0.0029988933	t-CO2/kg	
	他人から供給された 電気の使用	2013年度	日本ロジテック協同組合	0.000405	t-CO2/kWh
		2024年度	東京電力エナジーパートナー(株) メニューN(残差)	0.000431	
東京電力エナジーパートナー(株) (参考値)事業者全体			0.000408		
出光興産(株)メニューD(残差)			0.000729		
メタン	公用車の走行	ガソリン車・LPG車	普通・小型乗用車	0.00000001	t-CH4/km
			ガソリン	バス	
		軽乗用車		0.00000001	
		普通貨物車		0.000000035	
		小型貨物車		0.000000015	
		軽貨物車		0.000000011	
		普通・小型・ 軽特殊用途者		0.000000035	
		ハイブリッド自動車		0.000000025	
		軽油	普通・小型乗用車	0.000000002	t-CH4/km
			バス	0.000000017	
			普通貨物車	0.000000015	
			小型貨物車	0.0000000076	
			普通・小型特殊用途車	0.000000013	
		一酸化二窒素	公用車の走行	ガソリン車・LPG車	普通・小型乗用車
ガソリン	バス				0.000000041
	軽乗用車			0.000000022	
	普通貨物車			0.000000039	
	小型貨物車			0.000000026	
	軽貨物車			0.000000022	
	普通・小型・ 軽特殊用途者			0.000000035	
	ハイブリッド自動車			0.000000006	
軽油	普通・小型乗用車			0.000000007	t-N2O/km
	バス			0.000000025	
	普通貨物車			0.000000014	
	小型貨物車			0.000000009	
	普通・小型特殊用途車			0.000000025	
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC- 134a)	自動車用エアコンの使用			0.00001	t-HFC/台

【地球温暖化係数※】

	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)
2023年度以前	1	25	298	1,430
2024年度	1	28	265	1,300

※2023年度以前はIPCC第4次評価報告書(AR4)、2024年度はIPCC第5次評価報告書(AR5)を参照。

6-5 職員アンケート集計結果

本編, 第4章, 「方針Ⅱ」の作成にあたり, 実現可能性のある施策づくりに向けて, 現状の職員の環境配慮行動の取組率を把握するためアンケートを実施しました。

対象者は全職員※で, 「子育て支援施設」や市内各小中学校の教職員も含まれます。ただし, 図書館を除く「社会教育系施設」や「保健・福祉施設」, 「スポーツ施設」等は含まれません。

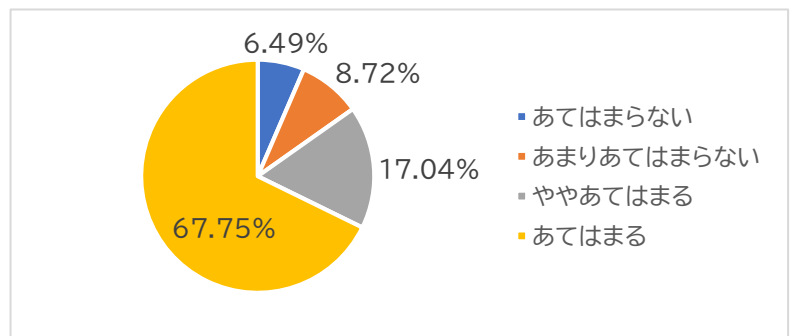
※庁内情報システムを使用している職員に限ります。

- 対象者:799名
- 回答期間:2025/11/13~2025/12/3
- 回答者数:493名(回答率:61.7%)

設問 日頃の業務の中で, あなたが意識して取り組んでいることについて回答してください。

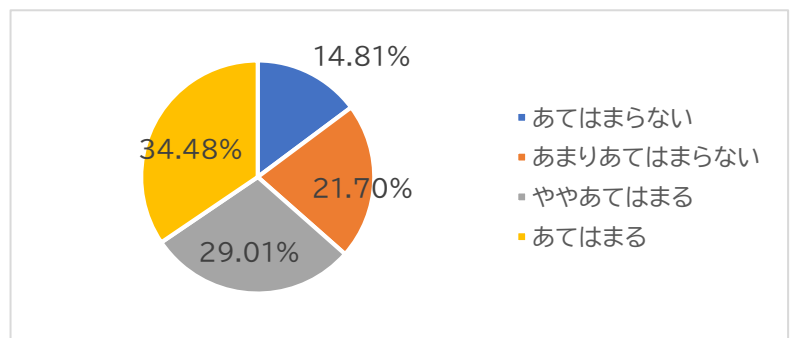
①(課内で)始業前や昼休みは可能な限り消灯している。

項目	回答数
あてはまらない	32
あまりあてはまらない	43
ややあてはまる	84
あてはまる	334



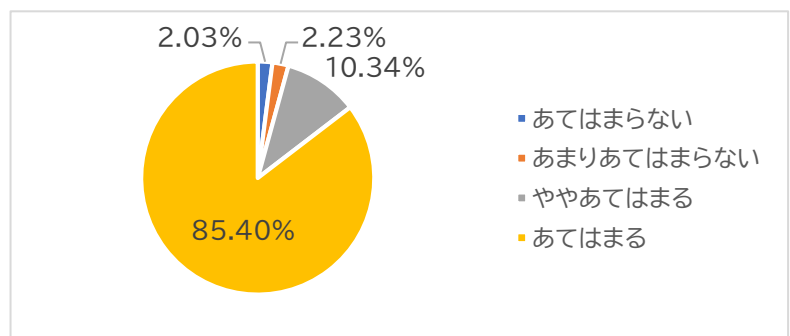
②照明が不要な場所や日当たりのいい場所では, 間引き照明に努める。

項目	回答数
あてはまらない	73
あまりあてはまらない	107
ややあてはまる	143
あてはまる	170



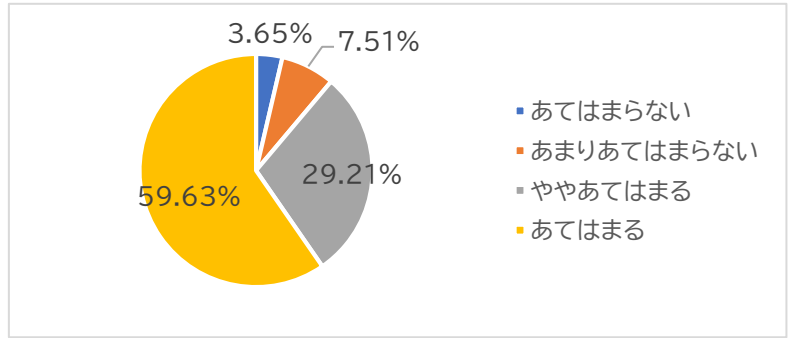
③給湯室, 会議室等は使用後に消灯および空調の運転を停止している。

項目	回答数
あてはまらない	10
あまりあてはまらない	11
ややあてはまる	51
あてはまる	421



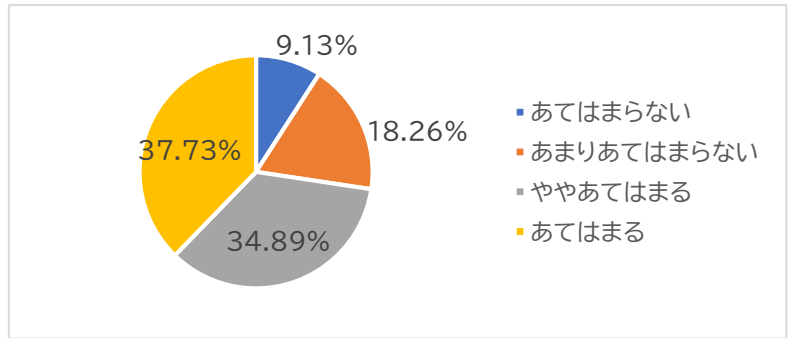
④業務時間及び残業時は未使用の照明の消灯や電子機器の電源を切ることになっている。

項目	回答数
あてはまらない	18
あまりあてはまらない	37
ややあてはまる	144
あてはまる	294



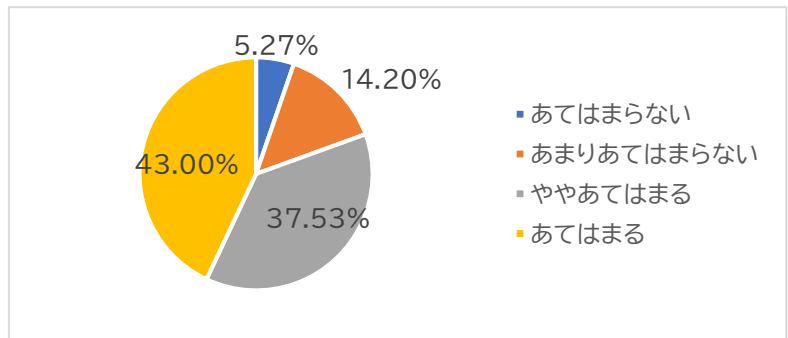
⑤昼休みや離席時は、電子機器を省エネモードに、あるいは電源を切るようにしている。

項目	回答数
あてはまらない	45
あまりあてはまらない	90
ややあてはまる	172
あてはまる	186



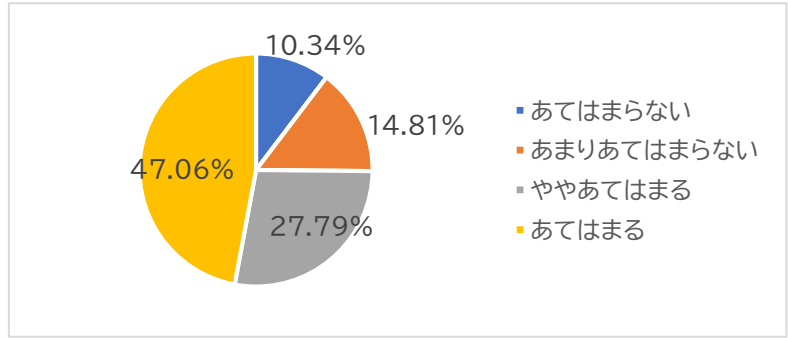
⑥退庁時は周辺の電子機器の電源が切れているか確認し、場合によってはコンセントを抜いている。

項目	回答数
あてはまらない	26
あまりあてはまらない	70
ややあてはまる	185
あてはまる	212



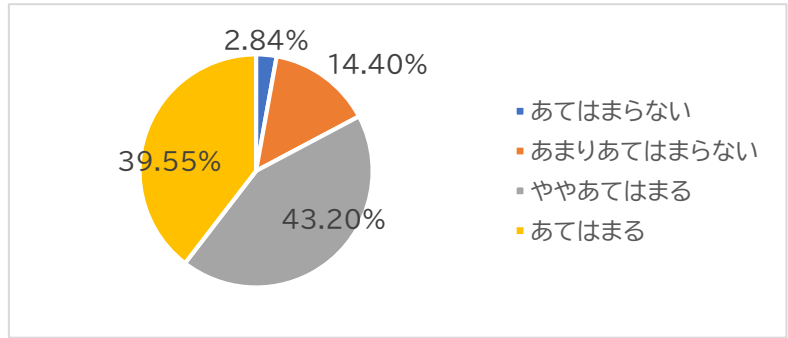
⑦省エネ等を意識し、ノー残業デーには速やかに退庁している。

項目	回答数
あてはまらない	51
あまりあてはまらない	73
ややあてはまる	137
あてはまる	232



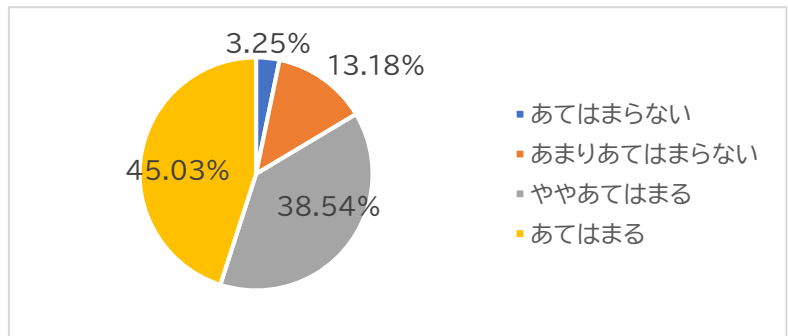
⑧印刷をする際は、原則両面印刷を行い、片面印刷の際は裏紙を利用する。

項目	回答数
あてはまらない	14
あまりあてはまらない	71
ややあてはまる	213
あてはまる	195



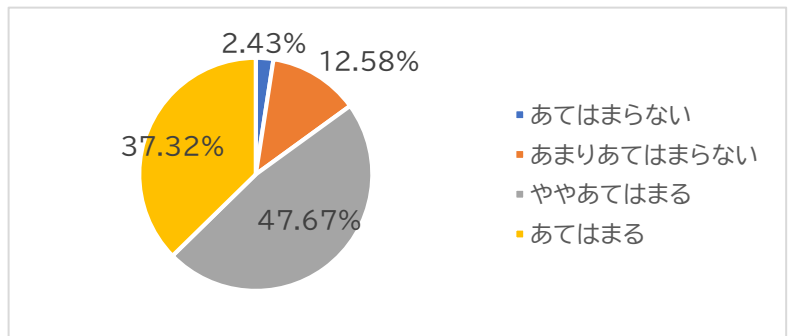
⑨会議資料の電子化、ペーパーレス化を進め、やむをえず印刷する際は、数を必要最小限としている。

項目	回答数
あてはまらない	16
あまりあてはまらない	65
ややあてはまる	190
あてはまる	222



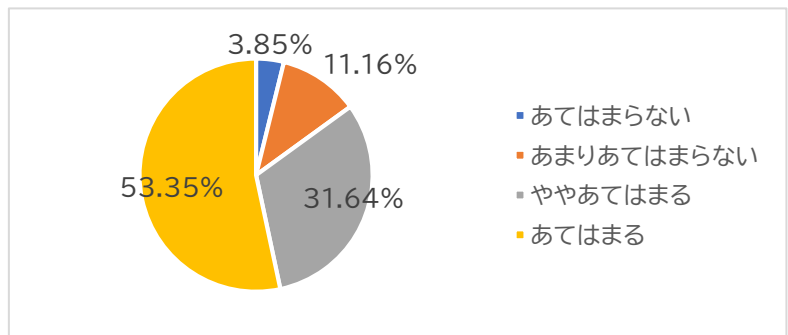
⑩長期使用や繰り返し使える製品を積極的に購入する。

項目	回答数
あてはまらない	12
あまりあてはまらない	62
ややあてはまる	235
あてはまる	184



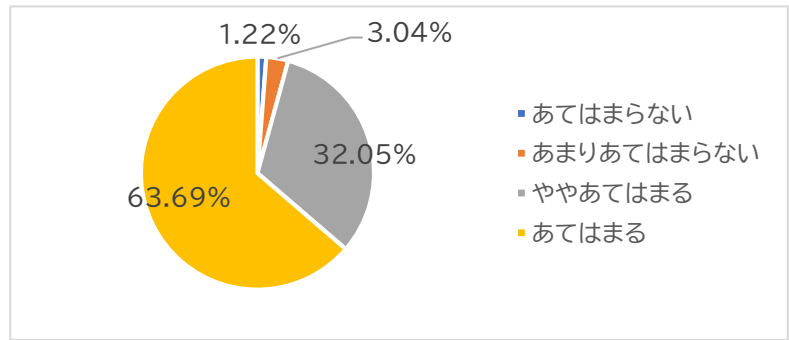
⑪マイバック、マイボトル、マイ箸等を利用し、ごみの減量化に努める。

項目	回答数
あてはまらない	19
あまりあてはまらない	55
ややあてはまる	156
あてはまる	263



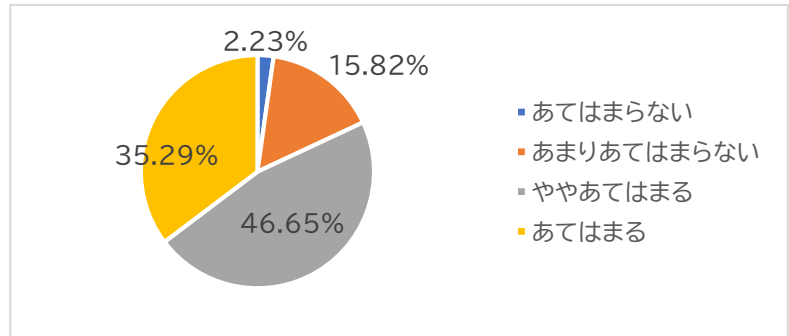
⑫ファイルや封筒等の事務用品の長期使用・繰り返し使用を意識している。

項目	回答数
あてはまらない	6
あまりあてはまらない	15
ややあてはまる	158
あてはまる	314



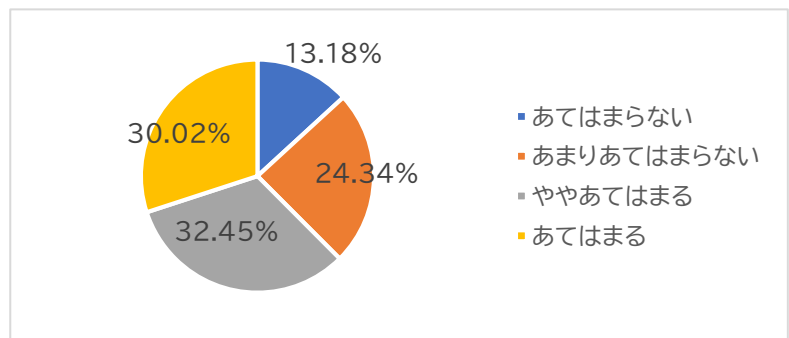
⑬5R(3R+Refuse(断る),Repair(修理して使う))を意識し、実践する。

項目	回答数
あてはまらない	11
あまりあてはまらない	78
ややあてはまる	230
あてはまる	174



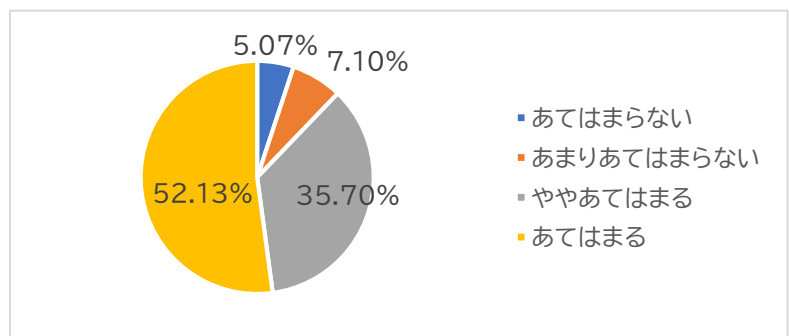
⑭業務に支障のない範囲で、燃費のいい車両や電気自動車を積極的に利用する。

項目	回答数
あてはまらない	65
あまりあてはまらない	120
ややあてはまる	160
あてはまる	148



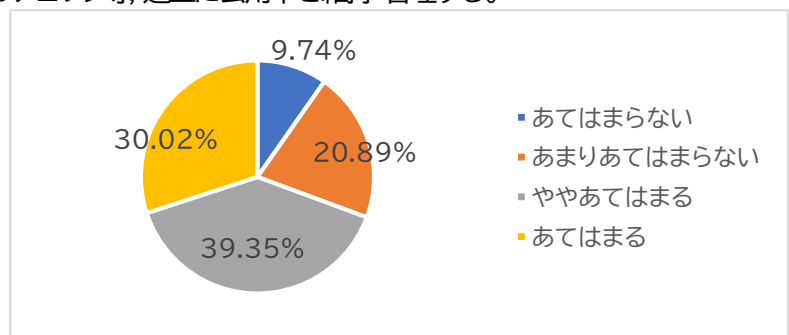
⑮公用車に乗る際は、急発進・急加速の抑制やアイドリングストップ等、エコドライブを実施している。

項目	回答数
あてはまらない	25
あまりあてはまらない	35
ややあてはまる	176
あてはまる	257



⑯公用車の走行距離や燃費、タイヤの空気圧のチェック等、適正に公用車を維持・管理する。

項目	回答数
あてはまらない	48
あまりあてはまらない	103
ややあてはまる	194
あてはまる	148



6-6 用語解説

あ行

▶インクジェットプリンター

液体インクを用紙等に直接吹き付けることで印刷するプリンター。レーザープリンターのように印刷時に熱を必要としないため、消費電力を低く抑えることができる。

▶エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のこと。急発進・急停車をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、無計画なドライブをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らない、といった取組により省エネルギーを図る運転方法のこと。

▶温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収して、地球の気温を上昇させる気体のこと。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類を規定している。

か行

▶化石燃料

太古の植物、動物、プランクトン等の遺骸が長い年月をかけて変成されてできた石炭、石油、天然ガスなどの燃料の総称。化石燃料を燃焼すると、二酸化炭素、二酸化硫黄、窒素酸化物等が発生する。

▶カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

▶グリーン購入

環境を意識して、購入の必要性や環境への影響をよく考慮し、製品やサービスを購入すること。

さ行

▶再生可能エネルギー

自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー

源のことであり、温室効果ガスを排出しない、またはほとんど排出しないという特徴がある。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマス等を指す。

▶再生可能エネルギーポテンシャル調査業務

生活環境課で2023年度に実施した事業で、本市が有する再生可能エネルギーの賦存量(ポテンシャル)を調査したもの。太陽光、水力、風力、バイオマスについて、本市で発電可能な電力量をそれぞれ試算し、最もポテンシャルが高かったのは太陽光発電だった。太陽光発電設備を各公共施設に設置した場合の発電量等を机上調査した。

▶省エネ診断

省エネの専門家が工場・ビル等の建築物のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目を提案するもの。国や県で事業を行っている。

▶スマートムーブ

通勤・通学・買い物・旅行といった、移動での二酸化炭素排出量を削減するため、日頃より公共交通機関や自転車、徒歩の利用を心がけること。

た行

▶デコ活

脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を合わせた”デコ”と、活動・生活を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。

▶電動車

動力に電気を使う車両の総称。HEV(ハイブリッド車)、PHEV(プラグインハイブリッド車)、BEV(電気自動車)、FCEV(水素燃料電池車)などの種類がある。

は行

▶バイオマス

生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、様々なものが資源として活用されている。燃料にして発電する等、エネルギーとして利用ことができ、使用時にはCO2

を排出するものの、CO₂ を吸収して成長する木材等を材料として使っていることから、全体で見れば大気中の CO₂ の量に影響を与えないとされる。

▶パリ協定

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組み。「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」という世界共通の長期目標が定められている。

▶防災レジリエンス

レジリエンスとは、回復力や弾力性、強靱性という意味であり、災害による被害や損害から、しなやかに回復する力を指す。

ら行

▶レーザープリンター

用紙にのせたトナーパウダーを熱で溶かして、色を定着させるプリンター。印刷に熱を必要とするため、消費電力が比較的大きい。

わ行

▶ワンウェイプラスチック

使い捨てのプラスチック製品。例えばスーパーや飲食店等で提供される、スプーンやフォーク、ストロー等のほか、ホテルや旅館等のアメニティを指す。

A～Z

▶BEMS

Building and Energy Management System の略称。建物のエネルギーを管理するために、建物内のエネルギー効率を最適化したり、二酸化炭素排出量を見える化して電力消費量削減を図ったりするシステム。

▶COP21

Conference of the Parties の略称で、2015 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議のこと。本会議でパリ協定が採択された。

▶DX

Digital Transformation の略称。ICT の活用を通じたデジタル化により、効率化だけでなく、これまでのサービスや仕事の仕方を変革し、新たな価値を創出することであり、さらには、社会の仕組みや組織文化までも同時に変革すること。

▶ESCO 事業

Energy Service Company 略称。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分でまかなう事業のこと。

▶FIT 制度

Feed-in Tariff の略称で、再生可能エネルギーを固定価格で買い取る制度のことをいい、再生可能エネルギーの普及を目的に 2012 年に国が定めたものの。

▶GX

Green Transformation の略称。これまでの化石燃料を中心とする経済・社会を変革し、再生可能エネルギーを中心とする社会経済システムに移行させることで、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すもの。

▶IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change の略称で、世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル」のこと。気候変動に関する最新の科学的知見について評価を行い、定期的に報告書を作成している。

▶LAPSS

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(Local Action Plan Supporting System)の略称。地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)の策定及び温室効果ガス排出量の算定・管理の支援を目的とした環境省開発によるシステム。

▶LPG

Liquefied Petroleum Gas の略称で、石油や天然ガスに含まれるプロパンやブタンを原料とする「液化石油ガス」のこと。

▶RPA

Robotics Process Automation の略称で、業務の自動化技術の一種。これまで人間のみが対応してきた作業を、ソフトウェアロボットが代行・代替する仕組みのこと。

▶ZEB

建物のゼロエネルギー化の達成状況に応じて、次の4段階で定義されている。

■ZEB

省エネ(50%以上)と創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物。

■Nearly ZEB

省エネ(50%以上)と創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物。

■ZEB Ready

省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物。

■ZEB Oriented

延べ面積10,000㎡以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し、更なる省エネに向けた未評価技術を導入している建物。

じょうそうエコオフィスプラン

常総市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
第5期(2026年度～2030年度)

発 行／2026年3月

発行者／茨城県常総市

編 集／生活環境課

